

定 款 細 則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 社会福祉法人揺籃会(以下「本会」という。)の定款細則は、本会定款(以下「定款」という)第 40 条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第 2 章 評議員選任・解任委員会

(評議員選任・解任委員会)

第 2 条 定款第 6 条に規定する評議員選任・解任委員会の運営については、別途定める評議員選任・解任委員会運営規則において定める。

第 3 章 評議員会

第 3 条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

2 監事は、評議員会に出席し必要があると認めるときは、意見を述べることができる

(評議員会の開催)

第 4 条 評議員会は定時評議員会及びその他必要がある場合に開催する評議員会からなる。

(評議員の報酬・研修)

第 5 条 評議員は定款第 8 条の定めに、報酬は支弁しないとあるが必要経費(交通費含め)として、会議出席毎に 5 千円支給とする。研修参加は、交通費・日当 1 万円・研修費とする。

(招集の手続き)

第 6 条 理事長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 理事長は、評議員会から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の開催の日とする招集の通知が発せられない場合。

4 前項の規定により評議員会を招集する場合には、当該評議員が第 1 項各号に掲げる事を定めなければならない。

(招集の通知)

第 7 条 評議員会を招集する場合は、理事長は、評議員会の 1 週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 理事長は 前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(招集手続きの省略)

第 8 条 前条の規定に関わらず、評議員全員の同意があるときには、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

2 前項の規定により評議員会を開催する場合には、評議員の全員からこれに同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(議長)

第 9 条 評議員会の議長はその評議員会に出席した評議員のなかから互選により選出する。

(評議員提案権)

第 10 条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日の 4 週間前までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、または記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 前の項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の十分の一以上の賛成が得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の決議事項及び決議要件)

第 11 条 定款第 10 条に定める評議員会の決議事項および決議要件の一覧は、下記に記載

のとおりとする。

- (1)定款の変更
- (2)法人の解散
- (3)吸収合併契約の承認・新設合併の承認
- (4)役員(監査含め)の解任
- (5)理事・監事の報酬
- (6)事業計画・報告・予算書・決算書の承認
- (7)基本財産・残余財産の処分
- (8)社会充実計画の承認
- (9)理事・監事の責任の免除
- (10)その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

2 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 12 条 理事が議題について提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告)

第 13 条 理事は、法令並びに定款で定める事項について評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第 14 条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該事項について説明するため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を除く)
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合
- (2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者(当該評議員除く)の権利侵害することとなる場合。
- (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由が

ある場合

(議事録)

第 15 条 評議員の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し記載しなければならない。

2 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した者の氏名
- (3) 評議員会の決議があったものとみなされた日

3 評議員会の決議があったものとみなされた場合の評議員会の議事録には、次の事項を記載しなければならない

- (1) 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
- (2) 評議員会への報告があったものとみなされた日

4 議事録は、主たる事務所は評議員会の日から十年間、備えおかななければならない。

第 4 章 理事会

(理事会の開催)

第 15 条 理事会は、毎会計年度に 6 月・10 月・3 月の年 3 回開催する。

2 その他、理事会は次の事項の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事長以外の理事から理事長に会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日は、理事会の日とする。理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事・又は監事が招集したとき
- (4) 社会福祉法第 45 条の 18 第 3 項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項に基づき、監事から理事に召集の請求があったとき。

(招集者)

第 16 条 定款 25 条第 1 項のとおり理事会は理事長が招集する、ただし次の事項の場合は除く

- (1) 定款 25 条第 2 項第 5 号により監事が招集する場合。
- (2) 前条第 2 項第 3 号および同条第 2 項第 4 号により理事が招集する場合。

- (3) 前条第2項第5号により監事が招集する場合。
- 2 定款第25条第2項の通り、理事長がかけたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前上第2項第3号及び同条第2項第4号による場合は、理事が前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。
- 4 理事長は、前条第2項第3号又は同条第2項第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第17条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の核号を定め、理事及び監事全員通知をしなければならない。ただし、第15条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時及び場所
(2) 理事会の目的である事項

2 前項の規定に関わらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続きを省略して、理事会を開催することができる。

(議長)

第14条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠席した場合は又は理事全員が改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議事項)

第19条 定款第24条に定め理事会の決議事項の一覧は、次の記載のとおりとする

- (1) 法人の業務・執行の決定
(2) 評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定
(3) 評議員会の招集
(4) 定款細則の決定
(5) 従たる事務所その他の重要に組織の設置、変更及び禁止
(6) 競業および利益相反取引の制限
(7) 理事長の選定・解職
(8) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
(9) 重要な財産の処分及び譲受け
(10) 事業計画・報告・予算書・決算書の承認
(11) 基本財産の処分
(12) 資産の管理

(13)会計処理の基準

(14)その他重要な業務執行に関する事項及び事務作業の執行に必要な基本的な規定の制定及び改廃

(理事・監事の報酬・および研修に関して)

第20条 定款21条に役員報酬の定めがあるが、会議出席毎に2千円の交通費と8千円の税込報酬費を支払うものとする。監事の監査費も同様の支払いとする。研修参加に関しては、交通費・日当1万円・研修費とする。

(理事による利益相反取引等の制限)

第20条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のため本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己または第三者のため本会と取引をしようとするとき。
- (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引する理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他の必要事項

3 前項により理事会にしめした事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第21条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第22条 理事会の決議は、決議に加わる事のできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項に決議について、特別の利害関係を有する理事は議決に加わるができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(決議の省略)

第 23 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わる事の出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合はこのかぎりではない。

(報告の省略)

第 24 条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告する事を要しない。ただし、理事長よる自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第 25 条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見をのべなければならない。

(議事録)

第 26 条 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって下記の事項を記録し作成する。

- 1、開催日時・場所
- 2 理事会が次に掲げるいずれかの者に該当するときは、その旨、
 - (1) 理事の請求を受けて招集されたもの
 - (2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず、所定の期間内に理事会が招集されないため、その理事が招集したもの
 - (3) 監事の請求を受けて招集されたもの
 - (4) 監事が招集したもの
- 3 決議があったものとみなされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) (1)の事項を提案した理事の氏名
 - (3) 決議があったものとみなされた日
- 4 報告を要しないものとされた場合の理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 報告を要しないものとみなされた事項の内容
 - (2) 報告を要しないものとみなされた日
- 5 理事会の議事の経過の要領及びその結果

- 6 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 7 次の意見発言がある時は、その意見又は発言内容の概要
 - (1)競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - (2)理事の不正行為が認められたと感じ発言があった時
 - (3)理事会で述べられた監事の意見
- 8 議事録は、理事会の日から主たる事務所で 10 年間保存するものとする。

第 5 章 理事長等の執行権限

(理事長の専決及び決済事項)

第 27 条 定款第 24 条の定める理事長の専決事項業務は、下記の事項とする。

- (1)理事会・評議員会の議案提出
- (2)規定、規則等の制定・改廃に関する事
- (3)予算編成及び決算調整に関する事
- (4)職員の採用・人事配置に関する事
- (5)有期契約職員の採用に関する事
- (6)職員の昇給・昇格基準の決定と決定者に関する事
- (7)職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事
- (8)休職・復職・退職・介護休業などに関する事
- (9)固定資産・物品等の購入 (施設長 100 万以下・理事長 500 万以下)
- (10)修繕等の支出 (施設長 250 万以下・理事長 1000 万以下)
- (11)リース契約 (施設長 300 万以下・理事長 1000 万以下)

第 6 章 監事

(監事の選任議決)

第 28 条 理事は監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差し止め請求)

第 29 条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。

この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、

又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事への報告)

第 30 条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第 7 章 その他

(秘密の保持)

第 31 条 本会の評議員選任解任委員会の委員、評議員、役員(以下「役員等」という。)及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、または不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第 32 条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。